

項目名称	No. 20		補助金の適正化								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組								
	中	1	効率的で効果的な行政経営								
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進								
所管課	企画財政部 財政課										
現状と課題	補助金は、その目的や効果を十分に検討して制度を構築するが、当初の目的を達成したものや、社会経済情勢の変化に対応していないもの、また、包括外部監査において、適正な支出ではないと判断されたものも見受けられる。補助金交付要綱制定の徹底と事業効果等の観点から再点検を行い、廃止・統合を含めた見直しを推進していく。										
取組内容	1 事業評価制度を活用した補助事業の点検 2 予算執行・要綱等設定時点での審査 3 適切な補助金の執行に係る考え方の周知徹底(通知)										
達成目標	補助金の透明性の確保・補助事業の執行の適正化										
効果	廃止や見直しによる歳出削減										
指標					現状		中間年度		最終年度		
継続事業評価の実施回数					目標値	1回		1回		1回	
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)				
1	継続事業評価の実施		計画	→	→	→	→	→			
2	予算執行・要綱等設定時での審査		計画	→							
3	適切な補助金執行の周知徹底		計画	→	→	→	→	→			
4			計画								
5			計画								
備考											

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	既存の補助事業については今年度の継続事業評価を通して、その事業効果や必要性について評価を行い、統合、廃止を含め整理を行った。また、財政課合議の必要な補助要綱の改正や支出負担行為の段階においても、公正・公平かつ公益に資する補助金であるか等、審査を行っている。			
	最終取組状況	既存の補助事業については継続事業評価の結果を踏まえ、予算編成時に整理を行った。また、財政課合議の必要な補助要綱の改正や支出負担行為の段階においても、公正・公平かつ公益に資する補助金であるか等、審査を行った。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	継続事業評価の結果を踏まえ、予算編成時に整理を行った。次年度も継続して同様の取組を行うことで、更なる補助金の適正化を図っていく。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額 (千円)	不用額		内容・算出内訳	
必要額					
効果額					
[効果額] = 不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 21		使用料の適正化								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組								
	中	1	効率的で効果的な行政経営								
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進								
所管課	企画財政部 都市戦略局都市戦略課										
現状と課題	平成28年(2016年)7月に、「宮崎市公共施設使用料設定基準」を策定し、公平性を確保するために受益者負担の原則に基づき、適正な使用料の設定に取り組むこととした。 現在、使用料が異なる同一目的施設間の調整や減免の取扱いについて全庁的な見直しが必要である。										
取組内容	1. 「宮崎市公共施設使用料設定基準」に基づく、施設使用料の見直し・設定 2. 「宮崎市公共施設使用料設定基準」の見直し 3. 「宮崎市公共施設使用料設定基準(改定版)」に基づく、施設使用料の見直し・設定										
達成目標	受益者負担の適正化										
効果	自主財源の確保										
指標			現状		中間年度		最終年度				
			目標値								
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)
1 使用料の見直し		計画	→								
2 使用料設定基準の見直し		計画			→		→		→		
3 使用料設定基準(改定版)に基づく使用料の見直し		計画							→		→
4		計画									
5		計画									
備考											

各年度取組実績				
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	前年度までの検討結果を基に各施設の改定使用料(案)を再算定するため、施設所管課への各種照会及び協議を行った。		
	最終取組状況	各施設所管から得たデータを基に改定使用料(案)を算定し、見直しによる収支への影響額についても試算を行った。また、算定結果について、各分野の代表的な課で構成する主管課会議等で協議するとともに、今後さらに検討を要する課題等について整理を行った。		
	達成状況評価	△	評価理由及び次年度の取組予定	整理未了の検討課題があるため、次年度も引き続き見直し案の取りまとめに向けて作業を進める。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額 (千円)	不用額		内容・算出内訳
必要額				
効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)−必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 22		公民連携による新たな歳入確保の取組について									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	企画財政部 都市戦略局都市戦略課											
現状と課題	<p>公民連携による歳入確保の取組については、すでに広告事業として住民票等の持ち帰り用封筒や家庭ごみ収集カレンダー等について実施しており、平成29年度からは「デジタルサイネージ式情報案内板」の設置を行うなど、市民サービスの更なる向上と新たな歳入確保に取り組んでいるところである。</p> <p>今後も引き続き、厳しい財政状況の中で、公民連携による新たな歳入確保の取組について、検討を行う必要がある。</p>											
取組内容	<p>1 歳入確保に向けた新たな取組の検討・実施</p> <p>2 「宮崎市広告事業実施要綱」に基づく宮崎市広告事業審査会の実施</p>											
達成目標	公民連携による新たな歳入確保に向けた取組の推進											
効果	公民連携による歳入の確保											
指標			現状 (H29年度)		中間目標 (R2年度)		最終目標 (R4年度)					
広告料収入等 (広告料収入・広告による削減額・広告による行政財産目的外使用料)			目標		—		14,700千円		15,000千円			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 歳入確保に向けた新たな取組の検討・実施		計画	→		→		→		→		→	
2 広告事業審査会の実施		計画	→		→		→		→		→	
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	公有財産(土地・建物)を活用した新たな歳入確保の可能性についてのサウンディング型市場調査を通年で実施した。また、「宮崎市広告事業実施要綱」に基づく広告事業審査会を1回開催した。			
	最終取組状況	公有財産(土地・建物)を活用した新たな歳入確保の可能性についてのサウンディング型市場調査において、2件の個別対話を実施した。また、「宮崎市広告事業実施要綱」に基づく広告事業審査会を5回(6件)開催した。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	サウンディング型市場調査の結果を基に、新たな事業化の検討を行った。また、各課における広告事業の導入により、一定の歳入を確保した。次年度も引き続き新たな事業化の検討を行うとともに、各課に対して広告事業の積極的な導入の呼びかけを行う。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額 (千円)	不用額	12,150	内容・算出内訳	令和3年度(2021年度)に各課が実施した広告事業による収入及び事業費削減額(概算)
必要額					
効果額		12,150			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 23 郵便料金の削減に向けた取組					
分類	大	1 健全な行財政運営の確保に向けた取組				
	中	1 効率的で効果的な行政経営				
	小	6 歳入確保と歳出削減の推進				
所管課	総務部 総務法制課					
現状と課題	郵便物の集中管理による郵送料*の特別料金適用や官公庁に対する合封による郵送など、郵便料金の削減に取り組んでいる。今後、更なる削減に向けた取組が必要とされている。					
取組内容	1 他市等の取組を参考とした、各種制度等の活用の検討 2 郵便料金削減に関する職員に向けた研修等による啓発の実施 3 郵便による文書送付に代わる代替手段を利用した料金削減の実施					
達成目標	郵便による送付物の削減及びそれに伴う郵便料金の削減					
効果	郵便料金の削減					
指標			現状	中間年度	最終年度	
集中管理に係る郵便料金		目標	140,209,235円 (令和元年度実績)		133,200,000円	
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1	他市の取組を参考とした各種制度等の検討	計画			→	
2	職員に向けた研修等の実施	計画			→	→
3	郵便に変わる代替手段による料金削減の実施	計画				→
4		計画				
5		計画				
備考(特記事項)	*集中管理に係る郵便料金 総務法制課で予算計上している総務事務管理費(一般財源)を財源とした郵便物の郵送料金をいう。集中管理の郵便料金以外に、特別会計や、国・県の補助金等を財源とした、各担当部署ごとに予算計上している郵送料金がある。					

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 郵便料金削減のための取組みについて、中核市あてに照会を行い、郵便料金より安価な民間会社の配送サービスを利用している市を参考に検討を行った。 庶務研修で郵便料金削減に関する研修を行った。また、全庁向けの郵便に関する通知に、料金削減に関する文書を掲載した。 			
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 郵便料金より安価な民間会社の配送サービスの導入について、引き続き検討を行った。 郵便料金の特別料金の適用を受けるために、各課へ随時指導を行った。 			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	郵便料金削減のための取組みについて、中核市あてに照会を行い、民間会社の配送サービスの導入について検討を行った。また、研修等により職員に向けて郵便料金削減についての啓発を行った。次年度は、導入による職員の負担と料金削減による費用対効果等について検討を行う。また、郵便による送付物の削減についても検討を行う。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額 (千円)	不用額	—	内容・算出内訳	
		必要額	—		
効果額		—			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 24	市税の収納率向上								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	1	効率的で効果的な行政経営							
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進							
所管課	税務部 納税管理課									
現状と課題	<p>現年度滞納税分の早期対処と納期内納付の指導により、現年度収納率は、99%を達成したが、行政需要に対応した税収の確保が求められている。また、納税者間の公平性を確保しつつ、歳入確保を図る必要がある。</p> <p>なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対して、「特例制度」を適用し、一年間の徴収猶予を実施しているが、次年度以降の家計等に与える税負担の影響が懸念される。</p>									
取組内容	<p>1 現年度分滞納整理の早期着手（財産調査の徹底、早期差押の実施）</p> <p>2 進行管理の徹底による高額滞納の圧縮（差押えの強化及び高額充当差押の選択）</p> <p>3 新型コロナウイルス等の影響により納税困難な状況にある方への状況に応じた納税相談対応</p>									
達成目標	<p>【現年度目標収納率】</p> <p>平成30年度(2018年度): 99.19% 令和元年度(2019年度): 99.20% 令和2年度(2020年度): 99.21%</p> <p>令和3年度(2021年度): 99.22% 令和4年度(2022年度): 99.23%</p>									
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分収入未済額を減少させることにより、次年度への滞納繰越額を減少できる ・滞納繰越額を減少させることにより、現年度への対応を充実することができる ・安定的な財源確保と収納率の向上が期待できる 									
指標			現状		中間年度		最終年度			
市税収納率(現年度分)			99.18% (2016年度)		99.21%		99.23%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		目標値	
1	現年度分滞納整理の早期着手	計画	→	→	→	→	→	→		
2	進行管理の徹底による高額滞納の圧縮	計画	→	→	→	→	→	→		
3	新型コロナウイルス等の影響により納税困難な状況な方への納税相談対応	計画			→	→	→			
4		計画								
5		計画								
備考										

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<p>令和3年(2021年)9月30日現在の現年度収納率62.42%(前年度比1.56ポイント増)</p> <p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月～8月預金・生命保険の一斉照会、8月～9月に給与照会・固定資産税滞納者・軽自動車税滞納者(現年度)に差押予告書の一斉発送を行った。 ・現年度分の納付相談では、納期内納付の厳守、滞納繰越分の納税相談では現年度との並行納付(納期内納付)を条件とする指導に努めた。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に滞納額50万円以上(特別整理案件は200万円以上)、8月に特別整理案件について課長ヒアリングを行い案件の進行管理を徹底した。 ・財産調査を徹底し、高額充当が見込める債権・不動産について差押えを強化した。 <p>【徴収猶予の「特例制度」に準じた適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により相当の減収となった方に対して、1年間、市税の徴収を猶予する制度の周知と適用を行った。 			
	最終取組状況	<p>令和4年(2022年)5月31日現在の現年度収納率99.29%(前年度比0.59ポイント増)</p> <p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の一斉催告に加え、現年度のみ滞納者に対して、税目・期別に応じ、8月～1月に特別催告を行った。併せて、差押可能な財産を確認した場合は、速やかに差押を実施し、早期納付を促した。1月は、再度現年度のみ未催告滞納者に催告を行った。 <p>【滞納繰越分の圧縮整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月～12月に差押予告書等の催告を行った。併せて、滞納者の財産調査を徹底して行い、その結果、換価できる財産がある場合は差押え等の滞納処分を行った。 			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	<p>現年度の納税義務者には納期内納付を促し、滞納者には早めの催告、納付折衝を積極的に行った結果、収納率の向上につながった。次年度も、適正な時期に滞納整理を行い収納率確保に取り組んでいく。</p>	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額] = 不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 25		全庁的な収納対策の強化			
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組			
	中	1	効率的で効果的な行政経営			
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進			
所管課	税務部 納税管理課					
現状と課題	市税をはじめとする自主財源の確保は、本市の財政運営上非常に重要であり、納付義務者間の公平性を確保する観点からも、さらなる収納対策の強化が必要である。市が保有する債権は、自力執行権*の有無や時効期間などが異なるため一様に取り扱うことが困難であり、各債権担当課の徴収事務も複雑化している。このような状況のなか、各課の異なる対応により債務者に対する公平性を失うことがないように事務の統一性を保ちながら、自力執行権のない私債権等については、裁判所による債権回収を進めていく必要がある。					
取組内容	1 高額・困難案件への徹底した対応(搜索、公売) 2 私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援 3 生活再建型滞納整理の推進 4 滞納整理方法の統一化や情報共有化 5 債権回収のための研修実施					
達成目標	公平性を保った収納事務の推進					
効果	・収納率の向上 ・滞納繰越案件の整理促進					
指標			現状	中間年度	最終年度	
差押動産の公売実施回数(単年度開催数)		目標値	7回/年 (2016年度)	8回/年	8回/年	
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1	搜索及び差押財産の公売実施	計画	→	→	→	→
2	各課における私債権等管理状況の把握と滞納整理支援	計画	→	→	→	→
3	徴収事務担当者の技術力向上等による多重債務者掘り起こしの強化	計画	→	→	→	→
4	滞納整理方法の統一化や情報共有化	計画	→	→	→	→
5	債権回収のための研修実施	計画	→	→	→	→
備考	* 自力執行権 市税及び一部の債権は裁判所の判決を経ることなく、市自ら強制的に徴収することができる。これを自力執行権といい、国税徴収法の規定により滞納処分をすることができる。					

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<p>1 高額・困難案件への徹底した対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に不動産公売を実施。645,600円を市税に充当、168,400円を他課公課に配当した(公告件数は4件)。 ・搜索の定例実施(令和3年(2021年)9月末現在:1件実施) <p>2 私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公課等及び私債権等の所管課に対して6月に担当者会議を開催して債権の性質や処理について説明した。6～7月にヒアリングを実施し、債権の管理状況を把握、助言、指導を行った。 <p>3 滞納整理方法の統一化や情報共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者により滞納処分の差異が生じないよう方針を決定している。 <p>4 債権回収の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月に新任職員を対象に研修を実施した。講師は2年目以上の職員で行い、知識の向上を図った(参加者数:27名) ・6月に収納対策専門員による研修を実施した(参加者数:36名) 			
	最終取組状況	<p>【収納対策本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策本部会議を5月、7月、3月に開催し、滞納整理の取組状況について情報交換を行った。5月及び3月開催の収納対策本部会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面による会議とし、3月の会議において「令和4年度(2022年度)収納対策基本方針」を決定した。 ・収納対策本部所管債権の1月末現在収納率は、83.85%(前年同月比0.84ポイント増)。 <p>【公課等及び私債権所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換価後の残預金について、関係各課と情報共有を図り、配当を実施した。 ・所管課からの徴収権の消滅時効や滞納処分の執行停止の相談にアドバイスを行った。 ・債権所管課に対して6～7月にヒアリングを行い、債権管理の状況把握を行った。 <p>【高額・困難案件への徹底した対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搜索を22件実施。78点の動産等を差し押さえた。 ・差し押さえた動産は、窓口公売や県・市町村合同公売会により累計9点を売却。49,906円を市税に充当した。 ・不動産公売を2回実施し、645,600円を市税に充当、168,400円を他課公課に配当した。 			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	<p>窓口公売や他自治体との合同公売会を実施して、差押物件の換価による市税充当を行い、また、他課債権への配当も行った。また、収納対策専門員による債権回収の研修を実施し、徴収職員の能力向上を図った。</p> <p>次年度も引き続き、財産調査、搜索、差押等の滞納処分、及び差押物件の公売を積極的に行い、確実な税収確保に努める。また、庁内外の研修に参加することにより、徴収職員の能力向上に取り組む。</p>	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
効果額 (千円)	不用額		内容・算出内訳		
	必要額				
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 26	課税の適正化による自主財源の確保								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	1	効率的で効果的な行政経営							
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進							
所管課	税務部 市民税課									
現状と課題	個人住民税の賦課は、国税・住民税の申告書や給与支払報告書等の課税資料を基に行われるが、これらの資料だけでは適正な課税が達成できない。このため、所得控除の適用誤りや所得の申告漏れに関する各種調査を実施し、より公平で適正な課税を実現する必要がある。									
取組内容	1 扶養調査(概ね8月～12月に実施) 2 法定資料せん*調査(概ね8月～12月に実施) 3 給与支払報告書未提出事業所等調査(概ね8月～12月に実施)									
達成目標	各種調査による課税の適正化									
効果	課税実績額の増加による自主財源の確保									
指標			現状		中間年度		最終年度			
各種調査の取組による課税実績の増加額(単年度)			目標値	65,000千円 (見込み)	65,000千円		65,000千円			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			
1 扶養調査	計画	→	→	→	→	→	→			
2 法定資料せん調査	計画	→	→	→	→	→	→			
3 給与支払報告書未提出事業所等調査	計画	→	→	→	→	→	→			
4	計画									
5	計画									
備考	* 法定資料せん 税務署に提出義務のある給与、報酬等の支払調書の一覧。									

各年度取組実績

令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の所得調査や二重扶養の調査を行い、9月末現在において課税実績1,476件で45,907,100円となっている。 <p>【法定資料せん調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定資料せんの中で報酬、配当等の申告漏れの調査を行い、9月末現在において課税実績66件で1,790,300円となっている。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給報が提出されていない事業所に対して提出依頼を行い、9月末現在において課税実績75件で12,166,400円となっている。 		
	最終取組状況	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度(2021年度)課税実績(最終)が、1,520件で47,148,500円となった。 <p>【法定資料せん調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度(2021年度)課税実績(最終)が、263件で10,097,300円となった。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度(2021年度)課税実績(最終)が、77件で12,325,700円となった。 		
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	「課税の適正化による自主財源の確保」に基づき、計画的に各種調査を予定通り行った。 令和4年度(2022年度)についても、同様の調査を行うことにより、公平で適正な課税を実現と自主財源の確保に努めることとする。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額(千円)	不用額	69,571	内容・算出内訳
	必要額			
	効果額	69,571		
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 27	償却資産の公平・適正な課税のための啓発及び調査の実施				
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組			
	中	1	効率的で効果的な行政経営			
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進			
所管課	税務部 資産税課					
現状と課題	固定資産税における償却資産については、事業者の申告により課税することになっているが、個人事業者については、償却資産について申告が必要なことを知らずに申告をしていないケースが多々見られる。また、申告書を提出している事業者においても、課税対象資産の申告漏れや対象外の資産計上など誤った申告も多く見られるため、申告の啓発や指導、内容の精査が必要となっている。					
取組内容	1 申告啓発活動の充実 2 税務署調査による未申告者への申告指導、資産の申告漏れの疑いがある事業者への修正申告指導 3 事業者提出の固定資産台帳と、申告内容を照合する簡易調査の実施					
達成目標	申告件数の増と申告内容の精査による公平・適正な課税の実現					
効果	税収増による歳入の確保					
指標		現状		中間年度	最終年度	
償却資産申告件数(単年度)		目標値	9,000件 (見込み)	10,000件	10,300件	
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1 申告啓発活動	計画	→	→	→	→	→
2 税務署調査による未申告者・資産無し申告者への申告指導	計画	→	→	→	→	→
3 簡易調査	計画	→	→	→	→	→
4	計画					
5	計画					
備考						

各年度取組実績					
令和3年度(2021)	中間取組状況	<p>【個人事業者への申告啓発活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載予定 ・農業団体の1月機関誌へのチラシ折込み配布予定 ・税務署、保健所への各種事業届出者へのチラシ配布予定 <p>【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署保有の個人の申告書閲覧等により令和4年度(2022年度)の新規及び申告漏れがある課税対象者約140人を抽出し申告書を発送予定 ・当初申告未申告者に対し、5月にはがきによる催告1,434件、7月に太陽光発電事業者へ申告再案内(18件) ・税務署調査(令和元年度(2019年度)実施分)における未申告者の課税台帳作成 <p>【経済産業省等への調査による太陽光発電事業者への申告案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電事業者(令和3年度(2021年度)調査実施分)51人へ令和4年度(2022年度)申告書を発送予定 <p>【簡易調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に調査対象事業者960件に簡易調査の案内文を発送 			
	最終取組状況	<p>【個人事業者への申告啓発活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載 ・農業団体の1月機関誌へのチラシ折込み配布 ・税務署、保健所への各種事業届出者へのチラシ配布 <p>【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署保有の個人の申告書閲覧等により令和4年度(2022年度)の新規及び申告漏れがある課税対象者約141人を抽出し申告書を発送 ・当初申告未申告者に対し、5月にはがきによる催告1,434件、7月に太陽光発電事業者へ申告再案内(18件) ・税務署調査(令和元年度(2019年度)実施分)における未申告者16件の課税台帳作成 <p>【経済産業省等への調査による太陽光発電事業者への申告案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電事業者(令和3年度(2021年度)調査実施分)40人へ令和4年度(2022年度)申告書を発送 <p>【簡易調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象事業者・・・964件 ・実施件数・・・761件 ・更正件数 ・・・・41件 ・更正税額・・・2,948,338円 			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	<p>広報紙掲載やチラシ折込みなどの広報活動及び各種調査により把握した未申告者に申告を促した。また、平成30年度(2018年度)から実施している推計課税を令和3年度(2021年度)も実施し、効果が得られた。簡易調査の更正税額については、適正な課税を実施した結果増額となったものである。</p> <p>令和4年度(2022年度)も広報活動及び税務署調査等の各種調査を積極的に行い、公平・適正な課税に努める。</p>	
△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止					
効果額(千円)	不用額	3,667,211	内容・算出内訳	不要額:3月調定額	
	必要額	3,605,325		必要額:当初納税通知書時調定額	
	効果額	61,886			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 28	国民健康保険における医療費適正化事業の充実・強化								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	1	効率的で効果的な行政経営							
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進							
所管課	税務部 国保年金課									
現状と課題	<p>少子高齢化の進展や医療の高度化により、被保険者が減少する一方、年々医療費は増加している。今後とも、持続可能な国保の財政運営を堅持するために、国保財政の健全化は不可欠であり、歳出の抑制と歳入の確保に努めなければならない。</p>									
取組内容	<p>医療の適正な受診環境の整備等に努め、医療費の適正化、国保財政の健全化を図る。</p> <p>1 レセプト内容の充実、点検実施体制の構築による診療報酬の適正化</p> <p>2 ジェネリック医薬品使用促進の啓発(年3回)</p> <p>3 保険給付等の分析(重複・頻回受診、重複・多剤服薬等の点検)に基づいた通知・指導による医療費の適正化</p> <p>4 第三者行為求償、不当利得返還金の事務処理体制に関する関係機関との連携強化による収入の確保</p>									
達成目標	国保財政の健全化									
効果	医療費の伸びの抑制や不正請求の防止、適正な保険給付の実施と財源の確保									
指標			現状		中間年度		最終年度			
被保険者一人あたりの診療費(年額)			目標値	288千円 (2017年度)	314千円		328千円			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			
1	レセプト点検	計画	→	→	→	→	→			
2	ジェネリック医薬品使用促進	計画	→	→	→	→	→			
3	保険給付等の分析・指導	計画	→	→	→	→	→			
4	第三者行為求償、不当利得返還金の事務処理体制の強化とその実施	計画	→	→	→	→	→			
5		計画								
備考										

各年度取組実績

令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<p>レセプト点検については、国保連合会と連携し、点検精度の向上に努めている。 ジェネリック医薬品使用促進については、差額通知書(通知対象差額100円)を年3回(6月・10月・2月)の送付としており、6月に対象者に送付して周知・啓発に取り組んだ。 保険給付等の分析・指導については、一定条件を満たす重複・頻回受診者に対して8月に通知を送付し、その後、レセプトにて医療費等の評価を行う予定としているとともに、本年度新規事業の適正服薬促進事業については、公募型プロポーザルにより7月に受託業者を決定し、約1,500人の対象者に通知を送付し啓発に取り組んだ。 第三者行為求償については、関係機関と連携して被害届の提出につながる調査や勧奨を行ったほか、委託者である国保連合会と連携し、業務強化を図った。不当利得返還金の事務については、資格点検等による請求を適正に行いつつ、11月からのオンライン資格確認稼働に伴うレセプト振替等を確実に対応できるよう準備を行った。</p>		
	最終取組状況	<p>レセプト点検については、内容・資格点検による過誤再審査等の対応を行った。また、ジェネリック医薬品使用促進を目的として、差額通知書を年3回発送した。イベント参加や出前講座による啓発については、コロナ禍のため実績できなかった。適正服薬に係る事業については通知発送後、通知の効果の検証を行った。第三者行為求償についても、被害届につながる調査や勧奨により求償率向上を図った。</p>		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	<p>前年度のコロナ禍による診療控えの傾向も緩和してきており、一人あたりの医療費は増加の傾向にあることから、引き続きレセプト点検等による医療費の適正化に取り組むとともに国保財政の健全化を図る。</p>
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額(千円)	不用額	35,568	内容・算出内訳
		必要額		
	効果額	35,568		
<p>●適正服薬推進事業による効果額 336千円 ・効果額: 勧奨通知発送前後3カ月の削減額 ●ジェネリック医薬品使用促進の効果額 35,232千円 ・効果額: 先発医薬品に係る費用①－後発医薬品に係る費用② ※ただし①及び②は連合会システムの関係上、計上不可</p>				
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 29	国民健康保険税の収納率向上								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	1	効率的で効果的な行政経営							
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進							
所管課	税務部 国保収納課									
現状と課題	<p>本市の国民健康保険制度は、高齢層の被保険者が大きな割合を占めるため、医療費の水準が高くなっている。一方で、所得水準が低いと、保険料負担が重く、その結果、収納率が低下しているなど、保険制度の財政基盤は構造的にもろくなっている。このため、国民健康保険制度の安定した財政運営と、被保険者の納付の公平性を確保するために、収納率向上を図る必要がある。</p> <p>なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対して、「特例制度」を適用し、一年間の徴収猶予を実施しているが、次年度以降の家計等に与える税負担の影響が懸念される。</p>									
取組内容	<p>1 滞納処分(預金、生命保険、給与、不動産等の差押え)の実施</p> <p>2 催告と組み合わせた夜間、休日納付相談窓口の開設</p> <p>3 新規滞納者に対する一次催告及び訪問徴収員等による口座振替勧奨の推進</p> <p>4 新型コロナウイルス等の影響により納税困難な状況にある方への状況に応じた納税相談対応</p>									
達成目標	現年度分の収納率向上									
効果	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険制度の財政健全化 国民健康保険税負担の公平性の確保 									
指標			現状		中間年度		最終年度			
国民健康保険税収納率(現年度分)			91.55% (2016年度)		91.75%		91.85%		目標値	
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			
1	滞納処分(預金、生命保険、給与、不動産等の差押え)の実施	計画	→	→	→	→	→			
2	催告と組み合わせた夜間、休日納付相談窓口の開設	計画	→	→	→	→	→			
3	新規滞納者に対する一次催告及び口座振替勧奨	計画	→	→	→	→	→			
4	新型コロナウイルス等の影響により納税困難な方への納税相談対応	計画			→	→	→			
5		計画								
備考										

各年度取組実績

令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・財産調査を行い、滞納処分として、預金・生命保険・給与・売掛金・不動産等の差押を実施。あわせて財産がない者に対しては執行停止を行った。 ・5月に一斉催告(5,358通)を行い、あわせて休日相談窓口を開設した。 ・新規滞納者に対する一次催告、訪問により口座振替を勧奨するなどして、早期の滞納解消を行った。 ・口座振替勧奨推進チラシを作成し、催告を行う際に同封した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方に対して、納税相談の中で減免や徴収猶予を案内し、申請が適切に行われるよう支援を行った。 ・9月末の収納率は、現年度分35.50%(前年比1.03%増)、滞繰分は9.04%(前年比▲1.08%)となっている。 		
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・預金・生命保険・給与・売掛金・不動産差押等の滞納処分を実施した。 ・一斉催告と組み合わせた休日納税相談窓口を11月に開設し、納付及び相談の機会を増やした(催告発送件数:5,736件)。 ・新規滞納者対策として、未納額が大きくなる前に納税催告を行う一次催告を10・12・1・2・3月の5回(計2,608件)行い、早期の滞納解消を図った(年間では7回・計4,640件の実施)。 ・口座振替勧奨推進チラシを作成し、一次催告送付時に同封した。 ・徴収員による実態調査、戸別訪問による納付指導や口座振替推進を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方に対し、納税相談の中で減免や徴収猶予制度を説明し、該当見込みがある方に適切な案内を行った(徴収猶予決定:96件) 		
	達成状況評価	◎	評価理由 及び次年度 の取組 予定	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、減免等の適切な対応により、現年度の収納率は93.33%(前年比0.75%増)、滞納繰越分は16.72%(前年比1.03%減)、全体の収納率は75.66%(前年比0.77%増)となった。</p> <p>今後も適切な滞納処分を実施し、令和4年度は不動産公売や捜索にも積極的に取り組み、より一層の収納率アップに努める。</p>
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
効果額 (千円)	不用額		内容・ 算出 内訳	
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 30	一般廃棄物処理事業における歳入確保										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	環境部 環境施設課											
現状と課題	一般廃棄物の処理に多額の費用を要しており、焼却施設の余熱を利用して発電される電力に係る売電単価の見直しや他自治体と比べ低い水準となっている一般廃棄物処理手数料の見直しによる受益者負担の適正化などの歳入確保に向けた取り組みが必要である。											
取組内容	1 エコクリーンプラザみやざき焼却施設で発生する電力に係る固定価格買取制度導入に向けた取組 2 焼却施設で発生する電力に係る固定価格買取制度移行後の効果検証 3 一般廃棄物処理手数料の見直しに向けた取組 4 「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」の改正											
達成目標	・固定価格買取制度への売電契約変更による売電収入の増加 ・一般廃棄物処理手数料の見直しによる受益者負担の適正化											
効果	一般廃棄物処理に係る歳入の確保											
指標			現状		中間年度		最終年度					
エコクリーンプラザみやざきにおける売電収入・直接搬入手数料の増(2017年度(平成29年度決算)比)			目標値		100%		120%		120%			
実施スケジュール			平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
焼却施設で発生する電力に係る固定価格買取制度導入に向けた取組		計画	→									
焼却施設で発生する電力に係る固定価格買取制度移行後の効果検証		計画			→							
一般廃棄物処理手数料の見直しに向けた取組		計画	→		→		→		→		→	
「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」の改正		計画							→			
5		計画										
備考												

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	固定価格買取制度の導入により、令和2年度エコクリーンプラザみやぎの売電収入は467,706千円(H29年度:347,356千円)と大きく伸長した。一方で、令和3年度は焼却ごみの発熱量の低下により、売電収入の減少が見込まれるが、有価物の売却において入札参加業者を増やし競争性を高める等の対応を行い、歳入の確保に取り組んでいる。手数料改定については、部内で検討委員会を設置し、一般廃棄物の収集処理体系の全般的な見直しと併せ、検討を進めている。			
	最終取組状況	売電単価は固定価格買取制度の導入により増加したが、産業廃棄物の受入終了に起因するごみの性状変更によって発熱量・発電量が減少したため売電収入としては見込を下回る結果となった。他方、有価物収入の増を図るため、入札方法の見直しを行い、資源価格の上昇もあって有価物収入は大きく伸長した。手数料改定については、部内プロジェクトチームでの検討を進めている。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	実施項目「2」宮崎市分の売電収入額:平成29(2017)年度268,635千円→令和2(2020)年度354,707千円(+86,072千円)、実施項目「3」部内プロジェクト会議開催数:令和3(2021)年度6回。令和4(2022)年度も部内プロジェクト会議を通じて一般廃棄物処理手数料の見直しについて検討を進める。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 31	敬老バスカ事業の見直し								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	1	効率的で効果的な行政経営							
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進							
所管課	福祉部 長寿支援課									
現状と課題	<p>70歳以上の高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、外出を促進することを目的とし、路線バスを宮崎市内で乗車か降車した場合、一乗車100円で利用することができる「敬老バスカ」を交付している。</p> <p>対象年齢(70歳以上)人口が年々増加しており、今後の事業費の増大が懸念されているが、昨今の新型コロナウイルスの流行により利用者及び事業費が大幅に減少し、公共交通の運行に多大な影響が生じている現状がある。</p>									
取組内容	<p>関係各課(拠点都市創造課、都市計画課等)と情報の共有を行い、新型コロナウイルスの状況も踏まえて意見を交えながら敬老バスカの市負担額や利用範囲等の事業内容の見直しについて検討を行う。</p> <p>1 事業内容の検討 2 利用実績の調査・分析結果</p>									
達成目標	調査・分析結果に基づいた事業内容の見直し									
効果	事業の安定的な継続									
指標			現状		中間年度		最終年度			
敬老バスカ取扱業務委託料(単年度)			目標値		368,178千円		355,000千円		355,000千円	
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1 事業内容の検討		計画	→		→		→		→	→
2 利用実績の調査・分析		計画			→		→		→	→
3		計画								
4		計画								
5		計画								
備考										

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	新型コロナウイルスの影響により、上半期の利用が昨年度と比較して更に落ち込んでいる状況ではあるが、今年度新たに本格運行及び試験運行を実施する地域の敬老バスカ利用実績の調査・分析を予定どおり行っている。			
	最終取組状況	コミュニティ交通運行地域における敬老バスカ利用実績の調査・分析を行った。また、利用区間の縮小等による削減額を試算したうえで、見直し内容の検討を行っている。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	当面の間はコロナの影響及び運行路線の動向等を注視することとし、関係各課と情報共有を図りながら、乗車実績の調査・分析や見直し内容の検討を引き続き行う。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額] = 不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 32	介護保険料の収納率向上								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	1	効率的で効果的な行政経営							
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進							
所管課	福祉部 介護保険課									
現状と課題	<p>現年度分は、年金天引きによる特別徴収は収納率100%であるが、納付書による普通徴収は収納率90%に届かず、特別徴収と普通徴収を合わせた収納率は98%台で推移している。また、滞納繰越分の収納率は20%程度となっている。</p> <p>普通徴収の被保険者は、概ね所得水準が低いため保険料負担が重く滞納につながる傾向にあるが、それに伴う給付制限の回避のため滞納の解消を図ると同時に、保険料の公平負担の観点から収納率向上を図る必要がある。</p> <p>なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対して、徴収猶予や減免措置を適用しているが、収入減少に伴う今後の納付への影響が懸念される。</p>									
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険制度の周知(給付制限等) 2 普通徴収対象者への口座振替の推進 3 滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導 4 財産調査に基づく差押え等の滞納処分の実施 5 新型コロナウイルス感染症等の影響により納付困難な状況にある方への状況に応じた納付相談対応 									
達成目標	収納率向上による被保険者間の保険料負担の公平性確保									
効果	介護保険制度の安定的運営									
指標			現状		中間年度		最終年度			
介護保険料収納率(現年度分)			目標値	98.53% (2016年度)	98.61%		98.69%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			
1	介護保険制度の周知(給付制限等)	計画	→	→	→	→	→			
2	普通徴収対象者への口座振替の推進	計画	→	→	→	→	→			
3	滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導	計画	→	→	→	→	→			
4	財産調査に基づく差押え等の滞納処分の実施	計画	→							
5	新型コロナウイルス等の影響により納付困難な方への納付相談対応	計画			→	→	→			
備考										

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<p>【介護保険制度の周知(給付制限等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報6月号に介護保険制度の広報記事を掲載した。 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者に対する口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。2,681件 <p>【滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付催告書の発送:5月・8月 1,372件 			
	最終取組状況	<p>【介護保険制度の周知(給付制限等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者に対する口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。2,480件 <p>【滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付催告書の発送:10月・12月・2月 1,964件 ・差押予告通知の発送:随時 20件 <p>【介護保険料現年度収納率】 99.18%</p>			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	市広報やパンフレット等を通して保険料改定や制度等の周知を図り、口座振替への勧奨等を行った。また、滞納者への催告や給付制限、差押予告や滞納処分等についても、納付相談員による訪問指導を活用し、鋭意検討を行いながら実施した。 次年度も、今年度の取り組みを継続して着実にを行う。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 33		母子父子寡婦福祉資金貸付金債権(滞納繰越分)の回収促進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	子ども未来部 子育て支援課											
現状と課題	母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年度分は目標償還率を維持しているが、滞納繰越分は、債務者の償還不履行や音信不通状態により、償還率が著しく低い状況にある。 貸付制度の適正かつ公平な運用を確保するために、滞納繰越分の償還率向上が課題となっている。											
取組内容	債権回収業務を、ノウハウを有する弁護士法人等の民間事業者へ委託する。 1 プロポーザル方式による公募 2 受託業者との仕様についての協議及び契約 3 宮崎市から債務者への業務委託通知文書発送 4 債権回収業務実施(~R4年9月)											
達成目標	母子父子寡婦福祉資金貸付金滞納繰越分償還率の向上											
効果	経費の節減及び貸付制度の適正かつ公平な運用											
指標			現状		中間年度		最終年度					
母子父子寡婦福祉資金貸付金(滞納繰越分)償還率(単年度)			目標値		9.17%		15.00%					
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	プロポーザル方式による公募	計画					→					
2	受託業者との仕様についての協議	計画					→					
3	宮崎市から債務者への業務委託通知文書発送	計画					→					
4	債権回収業務実施	計画					→					
5		計画										
備考		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度下半期から令和4年度上半期まで、2年間の業務委託 委託料は、受託者が提示した成功報酬割合による。 										

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	令和3年(2021年)3月22日に宮崎市から債権回収業務委託通知を債務者に送付し、委託業者による債権回収を開始した。令和3年(2021年)9月末現在で延べ回収件数が45件、回収金額は1,342,358円となっている。 滞納繰越分償還率 令和2年(2020年)9月末 2.84% 令和3年(2021年)9月末 3.50%			
	最終取組状況	令和4年(2022年)3月末現在で延べ回収件数が106件、回収金額は2,545,358円となっている。 滞納繰越分償還率 令和3年(2021年)3月末 5.43% 令和4年(2022年)3月末 7.23%			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	債権回収業務委託を行ったことにより、一部の債務者から償還が再開され、令和2年度(2020年度)と比較して滞納繰越分の償還率が上がった。令和4年度(2022年度)上半期までの契約となっており、引き続き債権回収業務を行う。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額(千円)	不用額	3,500	内容・算出内訳	税部門等で経験を積んだ職員1名を、債権管理専門再任用職員として採用した場合 3,500千円(再任用職員/人) -505千円(令和2、3年度委託料/成功報酬割合)=2,995千円
	必要額	505			
	効果額	2,995			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 34	保育料の収納率向上							
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組						
	中	1	効率的で効果的な行政経営						
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進						
所管課	子ども未来部 保育幼稚園課								
現状と課題	<p>少子化が進展している一方で、夫婦共働きにより生計を維持する世帯が増えるなど、保育のニーズは、なお高まりを見せている。保育料については、毎年約1%未満ではあるが、未納(現年分)が発生している状況にある。認可保育所の運営経費の財源確保、保育所利用者の応分の負担による公平性を保つため、収納率の向上を図る必要がある。</p> <p>そのような中、令和元年10月に保育料の無償化が開始され、徴収する保育料が減少したため、費用対効果を考慮し、保育料収納推進制度及びコールセンター事業を廃止した。銀行納付が困難な世帯については、徴収員が訪問徴収を行っているが、非効率的であることが課題である。収納率を維持向上するために効率的で効果的な対策が必要である。</p> <p>なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により収入がある一定の割合で減少した方に対して減免措置を適用しているが、収入減少に伴う今後の納付への影響が懸念される。</p>								
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 宮崎市保育料収納推進員(認可保育所施設長)を活用した滞納分の納付指導等 前月未納分の納付勧奨 納付誓約書の提出・履行の強化 児童手当からの徴収申出書の提出強化 滞納整理担当課への事務移管の促進 新型コロナウイルス等の影響により納付困難な状況にある方への状況に応じた納付相談対応 								
達成目標	保育料の収納率の維持・向上								
効果	認可保育所の運営経費の財源と保育所利用者の公平性の確保								
指標			現状		中間年度		最終年度		
保育料収納率(現年度分)			目標値	99.12% (2016年度)	99.15%		99.20%		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		
宮崎市保育料収納推進員を活用した滞納分の納付指導等	計画	→		→		→		→	
2 前月未納分の納付勧奨	計画	→		→		→		→	
3 納付誓約書の提出・履行の強化	計画	→		→		→		→	
4 児童手当からの徴収申出書の提出強化	計画	→		→		→		→	
5 滞納整理担当課への事務移管の促進	計画	→	→	→	→	→	→	→	
6 新型コロナウイルス等の影響により納付困難な方への納付相談対応	計画			→	→	→	→	→	→
備考									

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当からの差し引きについては、今年度(9月まで)は新たに9名の未納者からの同意を得ることができた。 令和3年度(2021年度)9月末時点における収納率は前年度同時期と比較し、0.31ポイント上昇した。 滞納者の実態調査を実施するなど、差し押さえの可否などを含め、滞納整理を行っている。 			
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 徴収員による未納者への電話や訪問での対応を行い、未納者との関わりを途絶えないよう納付指導を行った。また、児童手当からの差し引きを推進し、19名の同意を得られた。 継続して滞納整理担当課から滞納整理について教示をもらい、事務移管の検討を行った。 現年度:99.56%(前年度比+0.11ポイント) 滞納繰越分:27.49%(前年度比△2.29ポイント)			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	令和3年度は、様々な徴収努力により、高い収納率を達成、維持することができた。令和4年度は、WEB口座振替受付サービス、コンビニ収納を開始する予定であり、収納率の維持・向上を図っていく。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 35		道路占用物件の適正化			
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組			
	中	1	効率的で効果的な行政経営			
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進			
所管課	建設部 用地管理課					
現状と課題	平成17年度(2005年度)に実施した調査により道路占用物件の適正化指導に取り組んできた結果、当初の不適合物件*1の是正撤去や適合物件*2の申請件数も改善されてきた。しかしながら、道路占用に関する認知不足により新たな不法占用物件*3の増加や未申請物件も見受けられる。					
取組内容	1 適合物件占有者に対する道路占用許可手続の申請依頼又は撤去指導 2 不適合物件及び不法占用物件の占有者に対する撤去を含む適正化是正指導 3 不適合物件及び不法占用物件の発生を未然に防ぐための啓発活動					
達成目標	道路利用者の安全性、快適な道路空間の確保					
効果	・道路占用物の管理者による安全確保(道路占用制度に対する意識づけ) ・道路占用料収入の増による道路空間の維持確保					
指標			現状	中間年度	最終年度	
道路利用者の安全性、快適な道路空間の確保に向けた指導件数(単年度)			目標値	適合 177 不適合 2,162 不法 (2016年度)	適合 393 不適合 2,267 不法	適合 333 不適合 1,727 不法
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1	適合物件占有者に対する道路占用許可手続の申請依頼又は撤去指導	計画	→	→	→	→
2	不適合物件及び不法占用物件の占有者に対する撤去を含む適正化是正指導	計画	→	→	→	→
3	不適合物件及び不法占用物件の発生を未然に防ぐための啓発活動	計画	→	→	→	→
4		計画				
5		計画				
備考	*1 不適合物件 道路占用基準を満たしていない未申請物件。 *2 適合物件 道路占用基準を満たしているが、申請されていない物件。 *3 不法占用物件 不適合かつ不法に道路を占有している物件。					

各年度取組実績

令和 3年度 (2021)	中間取組状況	1.適合物件については、年間30件を指導目標としているが、9月末現在45件が、是正されている。 2.不適合及び不法物件については、年間270件を指導目標としているが、9月末現在で98件が、是正されている。今後さらに重点地区を中心に是正指導を行っていく。 3.啓発活動としては、市広報による啓発活動と商店街振興組合との協議を中心に、道路占用制度の理解と協力が得られるよう啓発を推進していく。			
	最終取組状況	①適合物件については、410件中年間30件を令和3年度(2021年度)目標としていたが、実績として83件(令和4年(2022年)3月31日現在)が是正された。(72件の申請、11件の撤去) ②不適合及び不法物件については、2,313件の内270件を目標としていたが、実績として224件(令和4年(2022年)3月31日現在)(134件の改善、90件の不法占用物件の撤去)			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	指導対象が、399件(適合物件180件、不適合物件219件)増加したが、307件是正された。今後も継続して是正指導と申請指導を継続していく。占用物件の追加による申請啓発を進めていく。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額 (千円)	不要額	833	内容・算出内訳	看板類及び日よけ等の道路占用申請による占用料
		必要額	0		
効果額		833			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 36	市営住宅家賃等の収納確保								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	1	効率的で効果的な行政経営							
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進							
所管課	建設部 建築住宅課									
現状と課題	<p>平成28年度(2016年度)の収納率は、家賃92.12%(現年99.62%、滞納繰越11.58%)、駐車場使用料96.92%(現年99.58%、滞納繰越21.56%)、退去修繕費11.48%(現年90.31%、滞納繰越8.49%)であり、滞納繰越分の確保が困難になっている。</p> <p>平成31年度(2019年度)以降は、新型コロナウイルス感染防止の観点から徴収活動が困難になる点や、経済状況や雇用状況の悪化等の理由から、徴収率の低下が予想される。収入の下がった入居者から申請があった場合は、現状の規定どおり、家賃の減免等の手続きを行う。</p>									
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者への滞納整理に係る指導 2 長期高額滞納者*への厳格な法的措置の実施 3 退去滞納者への納入指導と回収可能な債権の明確化 									
達成目標	市営住宅家賃等の収納率の向上及び適切な滞納整理の実施									
効果	市営住宅等の安定した運営と入居者間の公平性の確保									
指標			現状	中間年度	最終年度					
1 市営住宅家賃収納率(現年度分)		目標値	99.62% (2016年度)	99.70%	99.75%					
2 長期高額滞納者数			173人 (2017年8月末)	104人	70人					
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			
1 指定管理者への指導	計画	→								
2 長期高額滞納者への法的措置	計画	→								
3 退去滞納者の追跡調査、回収可否の整理	計画	→								
4	計画									
5	計画									
備考	* 長期高額滞納者 6か月以上または10万円以上の滞納がある者。									

各年度取組実績				
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	・指定管理者である「市営住宅管理センター」と地区管理会社10社と収納率向上の取組に向けた情報交換や収納状況の確認を毎月実施している。		
	最終取組状況	・指定管理者と悪質な長期滞納者に対して随時協議を行い、法的措置対象者を整理した。 ・既に退去している滞納者に対して、各種調査を実施し、債権回収が見込めない者に対しては不納欠損を実施した。		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	・指定管理者と適宜情報共有を行い、退去滞納者の滞納整理及び長期高額滞納者への対応の協議を行うことができた。 ・次年度も引き続き対象者選定の検討を続けていく。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 37	上下水道料金等の収納率向上				
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組			
	中	1	効率的で効果的な行政経営			
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進			
所管課	上下水道局 料金課					
現状と課題	<p>平成23年度(2011年度)に料金センターを開設し、委託業務の受託者と連携しながら上下水道料金等の収納率の向上に努めているが、景気停滞等の要因から、今後も収納率の低下が懸念される。上下水道財政の健全化及び負担の公平性を確保するため、収納率の向上を図る必要がある。なお、令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルスの影響により水道料金の減額措置や納付困難な方に対する支払猶予を実施しているが、今後の経済状況等に伴い収納への影響が懸念される。</p>					
取組内容	<p>1 料金センター委託受託者が行う滞納整理業務の進捗管理と指導監督 2 必要に応じた給水停止や滞納処分等の実施 3 新型コロナウイルス等の影響により納付困難な状況にある方への状況に応じた納付相談対応</p>					
達成目標	<p>令和4年度(2022年度)の収納率(現年度(5月末)) 水道料金 98.91% 下水道使用料 98.90%</p>					
効果	上下水道財政の健全化及び負担の公平性が確保される					
指標		現状		中間年度	最終年度	
1 水道料金収納率(現年度分)*		目標値	(水) 98.75% (2016年度)	(水) 98.87%	(水) 98.91%	
2 下水道使用料収納率(現年度分)*			(下) 98.80% (2016年度)	(下) 98.86%	(下) 98.90%	
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
料金センター委託受託者が行う滞納整理業務の進捗管理と指導監督(通年)	計画	→	→	→	→	→
必要に応じた給水停止や滞納処分等の実施(随時)	計画	→	→	→	→	→
新型コロナウイルス等の影響により納付困難な方への納付相談対応	計画			→	→	→
4	計画					
5	計画					
備考	* 公営企業会計においては出納整理期間はないが、目標とする収納率は、市税等と同様に5月末現在の値を用いている。					

各年度取組実績

令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<p>【水道料金】 80.25%(令和3年(2021年)9月末現在) 82.77%(令和2年(2020年)9月末現在) 前年同月比 -2.52P</p> <p>【下水道使用料】 79.84%(令和3年(2021年)9月末現在) 79.14%(令和2年(2020年)9月末現在) 前年同月比 +0.70P</p> <p>文書催告や戸別訪問、電話催告を行い、必要に応じ給水停止を行った。長期滞納者については料金センター委託受託者と協議のうえ滞納整理方針を決定した。</p>			
	最終取組状況	<p>【水道料金】 99.34%(令和4年(2022年)5月末現在) 99.20%(令和3年(2021年)5月末現在) 前年同月比 +0.14P</p> <p>【下水道使用料】 99.39%(令和4年(2022年)5月末現在) 99.24%(令和3年(2021年)5月末現在) 前年同月比 +0.15P</p> <p>料金センターによる滞納整理(戸別訪問・電話催告)及び給水停止の件数は前年度に比べ増加した。長期滞納者等については、6月・10月・1月に料金センター委託受託者に対して滞納整理ヒアリングを実施した。</p>			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	水道料金及び下水道使用料ともに前年度収納率及び目標収納率に達している。次年度について、前年度に続き滞納整理の早期着手及び長期滞納の解消について取組む。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組に要した額)					